別紙３

〇文部科学省告示第七十号

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令（平成二十四年文部科学省令第十四号）の施行に伴い、並びに学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号、第百五十五条第一項第五号及び第百八十六条第一項第二号並びに専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第十一条第一項及び第三項の規定に基づき、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

文部科学大臣　平野　博文

学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

第一　専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成十一年文部省告示第百八十四号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改め、第六号を第八号とし、第三号から第五号まで

を二号ずつ繰り下げ、同項第二号中「において開設する」を「、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する」に改め、「公開講座」の下に「その他の学習機会」を加え、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

第一項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　高等学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの

第二項中「第十条第三項」を「第十一条第三項」に、「1」を「前項」に改める。

第二　専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」という。）	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。

第三条第二号を次のように改める。

二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
昼間学科又は夜間等学科	単位制による学科であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。

通信制の学科		
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。

第三　専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要　件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省	学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規	全課程の修了に必要な総授業時数が二千

<table>
<tr><td rowspan="2">令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科</td><td>定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</td><td>五百九十単位時間以上であること。</td></tr>
<tr><td>単位制による学科であるもの</td><td rowspan="2">全課程の修了に必要な総単位数が七十四単位以上であること。</td></tr>
<tr><td colspan="2">専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科</td></tr>
</table>

第四　専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数（平成十年文部省告示第百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「課程」を「全課程」に、「に必要な総授業時数」を「の要件」に、「千七百時間以上」を「、

次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるもの」に改め、本則に次の表を加える。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が六十二

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科	単位以上であること。

第五　専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二号を次のように改める。

二　全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又	学校教育法施行規則第百八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。

は夜間等学科	科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	
	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。
専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科		

附　則

この告示は、学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。